

令和2年度 電気取扱業務(低圧)に係る特別教育(学科)の実施について

労働安全衛生法第59条第3号の規定による標記特別教育を下記により実施しますので、下記申込書にご希望する実施年月日をご記入頂きお申し込み下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時・場所日時：下記のとおり（9：00～17：00）
場所：当協会講習場（小城市三日月町）※詳細地図は添付しています。
定員60名
- 2 特別教育を必要とする低圧の電気取扱業務
低圧（直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう）の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が50ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く）のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務
- 3 教育科目
及時間数
 - (1) 学科教育

イ.	低圧の電気に関する基礎知識	1	時間
ロ.	低圧の電気設備に関する基礎知識	2	〃
ハ.	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1	〃
ニ.	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2	〃
ホ.	関係法令	1	〃
 - (2) 実 技
実技は事業場又は業者団体において、「低圧の活線作業及び活線近接作業の方法」について7時間以上（開閉器の操作の業務のみを行う者については、1時間以上）実施の上、配布の受講記録を作成し当協会発行の学科修了証と共に保存して下さい。
- 4 受講料 当協会々員 7,390円消費税込み(テキスト代210円(500円補助)含む) (テキスト代が変更した場合には、差額を申し受けることがありますのであらかじめご了承下さい。)
非 会 員 9,390円消費税込み(テキスト代710円含む)
- 5 修了証 所定の教育時間を修了したものについては修了証を交付します。
- 6 申込方法 下記の申込書に必ず受講料を添えて〒845-0031 (一社)佐賀県労働基準協会 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (TEL 0952-37-8277) あて現金書留又は直接来所の上、事前にお申し込み下さい。※電話番号の掛け間違いにご注意下さい。
- 7 注意事項 ※テキストは当日に配布します。
※当日の申込みは受理いたしません。

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

(不足する場合はコピーをしてご使用下さい。)

令和2年度 電気取扱業務(低圧)に係る特別教育申込書兼受講票

申込日：令和 年 月 日 (会員・非会員) (どちらかを必ず○で囲んで下さい。)

月	日(曜日)	受講日
7	20(月)	

月	日(曜日)	受講日
3	8(月)	

※受講日に○を付けて下さい。
※受付：午前8時半開始 ガイダンス：午前8時50分
講習：午前9時開始
※科目の入替により時刻が変動する場合があります。

※持参するもの 受講票(上記の切取線以下)、上履き、筆記用具、消しゴム

標記講習を受講しますので、受講料 円を添え申込みます。

※受付後の受講料の払戻はいたしません。また次回への変更も出来ませんので代替りの参加者の必要事項を記入した書類等を添え受講日3日前までにご連絡願います。

「入力のため太枠内のみ正確にもれのないようにご記入願います。」

事業場名	TEL	受講番号
所在地	〒 ()	
連絡担当者氏名	課	
(フリガナ) 受講者氏名	生 年 月 日	現 住 所
SH	年 月 日	

(一社) 佐賀県労働基準協会長 殿

《個人情報取り扱いについて》

ご提供いただきました個人情報は、厳重な管理に努めており、目的以外に使用することはありません。